

貧困女子と居住貧困

—離婚により居住不安に陥る母子とその支援の可能性—

葛西 リサ

大阪市立大学都市研究プラザ研究員

未婚化と貧困女子

「貧困女子」というワードが注目されている。これは、ワーキングプアな单身女性を指す言葉である。

2011年、国立社会保障人口問題研究所(社人研)が未婚单身女性の3人に1人が貧困状態にあるというショッキングなデータを公表した。これに煽られるように、メディアなどでも女性の貧困にかんする特集が盛んに組まれるようになった。睡眠時間を削って低賃金の職をいくつもかけもちし、光熱費や食費を切り詰め、社会の底辺を生きる女性たち。このような姿に共感を覚える女性たちは少なくないようで、2014年にNHKが特集した番組には、大きな反響が寄せられたという。

しかし、元来、女性は貧困だったはずである。むしろ、数値的に見れば、女性の就業率はこの30年間で大幅に伸びているし、日本の女性の労働力率を示すM字曲線のカーブも緩やかになり、生涯働

き続ける女性の割合も増大している。では、なぜ、ここにきて「貧困女子」が取り沙汰されるのか。その最大の要因は、未婚、離婚者数の増大である。つまり、女性の生活を生涯に渡り保障してきた「結婚」というセーフティネットがうまく機能しなくなったことで、女性の貧困が露呈されてきたのである。

貧困女子の中でも、子を養育する母子世帯の貧困率は群を抜いて高い。2013年の国民生活基礎調査によると、母子世帯の54.6%、実に2世帯に1世帯が貧困状態にあるという。

日本の母子世帯の就業率(80.6%)は諸外国と比較しても高水準であるが、その多くが不安定就労に従事している。そのため、母子世帯の平均勤労収入は181万円、これに社会手当を含めても213万円と極端に低い数字となっているのである(厚労省2011)。

2011年の厚労省の推計によると、母子世帯総数は123万8千世帯であり、うち、8割が離婚による母子世帯とされている。ライフスタイルの多様化とともに、子を抱えて離婚するという選択は、女性の一つの生き方として社会的に容認されつつある。世間体や古い慣習に囚われることなく、女性が自身の人生を決定できるようになったことは非常に喜ばしいことと言える。だが、一方で、その選択と引き換えに、貧困というリスクをも同時に引き受けなければならないのが、日本の母子世帯の実態なのである。

くずにし リサ

神戸大学大学院自然科学研究科博士後期課程修了。学術博士。専門分野は、住宅政策、居住福祉、家族福祉、生活経営等。大阪市立大学都市研究プラザ特別研究員。

著書に『あたりまえの暮らしを保障する国デンマーク』(ドメス出版)、『これからの住まいとまち』(朝倉書店)など。

住宅を喪失する母子世帯

未婚化の影響は、住まいの分野にも波及している。ライフコースが画一的だった時代、人々は標準と言われる家族を形成し、持家所有に向かい、こぞって住まいの梯子を上った。あくまでもその住宅の所有者は、男性＝夫であり、女性＝妻は、結婚というシステムに乗りさえすれば、安定した住まいを手に入れることができたのである。しかし、結婚という居住保障システムが崩壊しつつある昨今、自助努力による住まいの確保に迫られる女性が急増している。但し、公的住宅供給が不十分な我が国において、支払能力は住宅の質に直結する。つまり、貧困女子が確保できる住まいは、おのずと低質なものにならざるを得ないという現状があるのだ。

中でも、母子世帯は離婚に伴い住まいを喪失するという特徴を持つ。筆者が2005年に大阪市内の母子世帯を対象に実施した調査¹（以下2005年調査とする）では、その約8割が離婚に伴い転居していた。その理由は様々である。持家からの転居の場合、「夫の名義であったため」や「ローンの残る住宅に留まることは不安」などの回答が想定されるし、結婚時の住まいが借家の場合には「より安い家賃の住宅に住み替えた」といった理由もあるだろう。また、DVや借金等の問題から家を出るケースも少なくない。

離婚直後の特に経済的に不安定な時期に、小さな子どもを抱えての住まい探しや引っ越し作業は大きな負担が伴う。住宅を出たのはいいが、次の行き先が決まらず、路頭に迷うというケースは非常に多い。住宅に困窮する母子世帯に対しては、児童福祉法に位置づく母子生活支援施設が準備されている。但し、それは、ハードの老朽化や施設に対するスティグマ、施設環境が現代の母子世帯の生活スタイルにマッチしないなど、課題も多い。このため、母子世帯は離婚直後の住宅喪失という大問題を自力で切り抜けるしかないのである。

居住不安に陥る母子世帯

離婚後、さしあたり低家賃の借家に移るケースは多い。但し、借家を確保するためには、月々の家賃に加え、一時金や保証人の確保、更には、新生活に向けての家財道具の購入費などが必要となる。こういった諸経費が工面できずに、実家や友人宅に身を寄せるなどして、急場を凌ぐ者は少なくない。勿論、そのままそこに定住できる母子もいるが、「実家との関係があまりよくない」、「実家が狭くて同居できない」など、そこに長くは滞在できない事情もある。

筆者は調査の一環で、母子世帯の住宅探しに同行したことがある。その母子は、友人宅に2か月間仮住まいをしていた。そこでの生活が長期化する中で、友人との関係に亀裂が入る。次の行き場をすぐに見つけなければならないという焦りはあるが、定職も貯蓄もなく、手持は友人から借金をした30万円のみ。限られた条件下での住まい探しは難航した。うまみのない顧客に対する業者の対応は冷たく、提示された住宅は、見るからに老朽化した木造の2DKのハイツか、ワンルームマンションであった。結局、彼女は小学生の子ども2人とワンルームマンションに転居した。ワンルームマンションであれば「お風呂のお湯もでるし、地震の時も安心そうだから」というのがその理由だった。しかし、彼女は短期間のうちにそこを退去している。後日「あの家では、狭すぎて、家具を置くこともできません。子どもが友達を呼べないと泣きますし、体調が悪くなっても一部屋しかないので、ゆっくりすることもできません。限界でした」というメールが届いた。

このケースのように、制限された条件の中で、慌てて確保した住宅がニーズに合わないというのは、母子世帯ではよくあることである。短期間で断続的な転居を繰り返す、極めて不安定な居住環境に置かれるものも少なくない。欧米であれば、仮住まいは、ホームレスの定義に値する状態である。離婚直後の母子世帯の居住不安を解消する仕組みが早急に検討されるべきであろう。

低質な住宅に依存する母子世帯

民間借家に居住する母子世帯は多い²が、その居住水準は極めて低い。2005年調査によると、民間の借家に居住するものの4割強が最低居住水準³未達の住宅に居住していた。ファミリー向けの民間賃貸住宅の家賃は高額である。そのため、前出のケースのように、ワンルームマンションなどの狭小のスペースに子どもと身を寄せ合って暮らす母子は少なくない。広さを取るか、設備を取るか、立地を取るか。母子世帯の住まいの確保には多くの妥協が伴うのである。

但し、安かろう、悪かろうの住宅であっても、その家賃負担は彼女らの家計を大きく圧迫する。前掲の筆者の調査では、民間借家に居住する母子世帯の平均の住居費負担率は約4割と高く、更にそれは、低所得階層ほど高くなるという結果であった。不安定就労に従事する母子世帯にとって、突然の解雇や減給等により収入が滞ることは珍しいことではない。そのため、月収を超える家賃を支払っているケースや、やむをえず家賃を滞納してしまうというケースもあるのだ。

先日、家賃滞納を理由に公営住宅から退去を迫られた母子世帯の母親が、退去の当日に娘を殺害するという痛ましい事件が起こった。ここ（公営住宅）を退去させられたら「生きていけなくなると思った」というのがその理由であり、自身も自殺するつもりであったという。退去勧告は、12,800円の家賃を2年に渡り滞納したことへの社会的なペナルティである。たった1万数千円の支払いも滞るほど、この家族の生活は逼迫していた。年収は、児童扶養手当を併せても100万円程度、足らずは消費者金融からの借金で賄うほかなかった。公営住宅法では、家賃の減免措置も準備されているが、このケースにはそれが適用されておらず、また、退去後の生活保障、つまり、生活保護や施設情報が適切に提供されていたかは定かではない。

いかなる理由があろうとも、殺人という行為は決して許されるものではない。しかし、極貧生活から

脱するすべもなく、適切な制度情報も頼る親類もない。その上、住まいまで奪われては、生きる望みを失っても不思議ではないだろう。住まいは、雨露を凌ぐ「物理的な屋根」としての機能以外に、「生活の基盤」や「社会との接点」といった機能をも持ち合わせる。地域コミュニティも住まいを基軸に作り上げられる。居所を失ってしまえば、母親は求職活動をすることも、子どもが学区を定めることもできなくなる。何より、自身が何者であるのかも証明できなくなってしまうのだ。信じ難いことであるが、我が国においては、上記のケースのように、住まいの喪失の危機に晒されている母子世帯が数えきれないほど存在するのである。

母子世帯の居住地ニーズと住宅支援のミスマッチ

低家賃で良質な公営住宅に対する母子世帯のニーズは高い。しかし、それは、募集時期が不定期であることや、応募から入居まで数か月の期間を要するため、離婚直後の真に住宅の確保に困っている時期に利用できるものではない。また、空き住戸が地域的に偏在しているという点も課題と言える。母子世帯に対するインタビュー調査では「希望する地域に空きがない」、「何度応募しても当たらない」などといった声は多く聞かれる。地域によっては、空きのある団地もある。しかし、公営住宅に入居できるからといって、その地域に移動しようという母子世帯は皆無に等しい。

では、母子世帯は、何を優先して居住地を選択しているのであろうか。筆者の調査では、「子の学区」や「私的な育児支援が得られる地域」など子の成育環境を最優先する傾向が高いことが明らかになっている。

小中学校ともなれば、友人関係、塾や習い事など、既に独自のコミュニティが構築されているため「子どもが転校することを嫌がる」と漏らす母親は多い。このため、学区内に拘り転居先を確保するという事例は多いのだ。他方で、就学前の児童がいる世帯では、「親類・知人がいる地域」に転居すると

いう割合が極めて高い。ひとりで育児と仕事の両方をこなさなくてはならない母子世帯にとって、私的な育児支援は欠かせない。うまく保育所に入所できたとしても、急な発熱やけが等、不測の事態が発生するたびに対応を迫られては、職場での立場も悪くなる。そこで、実家等の援助を受けて、なんとか就労継続に努めているのである。

筆者の調査では「安くて条件のよい住宅があったから」や「仕事の都合」等で、居住地選択をしたという回答は意外にも少なかった。この結果は、安い住宅があっても、条件のよい職場があっても、育児(ケア)支援等の成育環境が整備されなければ、母子世帯の生活は成り立たないことを証明するものである。

さいごに—母子世帯の生活問題に横串を指すシェアハウスという可能性—

母子世帯の就労は、私的な育児支援の有無やその内容に大きく左右される。実家等からの支援が得られない母子世帯の中には、育児と仕事の両立が難しく、あえて責任のないパート労働を選択しているという者もいる。また、同居等をしていても、「親が突然他界した」、「親が要介護となった」など、支援者側の都合や状況の変化によって、その就労環境はいとも簡単に壊されてしまうのだ。

母子世帯の就労環境を安定的に整備し、貧困から解放するためには、私的育児支援の有無にかかわらず個々人が希望する地域において住み続けられるような育児(ケア)と住まいの一体的供給が望まれる。この実現に向けてどういった可能性があるのだろうか。

ここ数年、母子世帯向けのシェアハウスを手掛ける企業が出てきた。こういった物件に対するニーズはそれなりにあるようで、常に満室状態のハウスもある。

建物は、元社員寮、木造一戸建て、商業ビルのワンフロア、ファミリー向けの分譲マンションなど多様であり、入居者それぞれに個室が割り振られ、プライバシーが確保されている。その上で、単独では手

に入れることが難しい広々としたリビングやバルコニー、中には立派な庭のあるハウスもある。入居一時金や保証人が不要な物件が多く、最低限の日用品が既に完備されているため、入退去が手軽にできる。家賃10万円といったハウスもあるが、多くが生活保護の住宅扶助レベル(4万円~6万円)で入居が可能だ。

企業側は、周辺の保育所事情、小児科の数とその評判、更には、母子世帯が受けられる制度情報をパッケージ化して入居相談に応じる。手軽にハウスの生活を知ってもらおうと、体験入居のシステムを導入しているハウスもある。

こういったハウスは、国内各地に点在するが、問い合わせは全国各地から寄せられるという。とりわけ、不動産業者から冷遇された経験を持つ母子世帯にとって「シングルマザー向け」というキーワードは強く響くようだ。

シェアハウスへの入居動機としては、「自分に何かあった時に安心(子どもを不安がらせずにすむ)」という意見や「同じ境遇の母子世帯同士なら気兼ねなく助け合える」といったものが多い。このほか、小学校くらいの子どもの持つ世帯からは「下校後に子どもが一人にならずにすむ」や「子どもの社会性が身につく」などのメリットが聞かれる。

筆者が知る限り、強固な助け合いのルールを定めているハウスはないが、自然発生的に互助関係が生まれている事例はたくさんある。料理好きの住人が材料費を徴収して夕食をふるまったり、誰かが病気になった際の支え合いが定着したりというハウスもあるし、クリスマスパーティーやBBQ等、定期的なイベントを楽しんだり、子どもの運動会等に居住者全員で応援に駆けつけたりと結束力の高いハウスもある。頼る実家がなく、一人で孤独な育児をこなしてきた母子世帯にとって、こういったコミュニティは大きな支えになっているようだ。

本講でも論じた通り、ひとり親世帯の貧困問題は、すまい、就労、育児等の mismatches が複雑に絡み合い生じているため、これらの相互関連を十分に理解して、彼女らの生活活動を包括的に捉えた支援を進める必要がある。そういった意味において、

ハードの安定供給に、集住による家事の合理化、育児負担の軽減、更には、居住者同士のコミュニティという要素をワンパッケージにしたシェアハウスの発想は、母子世帯の住生活問題の改善に大いに寄与するものになると確信する。

しかしながら、現存するハウスの多くは、企業が営利目的で運営するものばかりである。供給を市場に委ねることで、サービスにむらが生じ、採算が合わなければその継続が危ぶまれることになる。こうした仕組みを広く一般に浸透させるためには、行政からの資金援助をはじめ、運営管理を手助けするNPO等の介入が望まれるだろう。■

《注》

- 1 社団法人大阪市母と子の共励会の協力を得て実施したアンケート調査である。調査期間は2005年6月から7月にかけてであり、調査方法は郵送配布、郵送回収とした。対象世帯の選定にあたっては、母子会員約2,000世帯のうち400世帯を無作為抽出した。アンケート配布数は400件、回収数は296件であった。ただし、この296件のうち12件は子どもの年齢が20歳を超えており、母子世帯のカテゴリーから外れるため非該当とした。従って、分析対象は284件、回収率は71.0%であった。
- 2 2011年の全国母子世帯等調査によると、母子世帯の住宅所有関係は、持家(29.8%)、公営住宅(18.1%)、公団等(2.5%)、民間の借家(32.6%)、同居(11%)であった。
- 3 本調査では、以下のように、第8期住宅建設5箇

年計画の基準に基づき最低居住水準達成率を算出した。

世帯人員	居住室面積	住戸専用面積(壁芯)
1人	7.5㎡ (4.5畳)	18㎡
1人(中高齢単身)	15.0㎡ (9.0畳)	25㎡
2人	17.5㎡ (10.5畳)	29㎡
3人	25.0㎡ (15.0畳)	39㎡
4人	32.5㎡ (19.5畳)	50㎡
5人	37.5㎡ (22.5畳)	56㎡
6人	45.0㎡ (27.0畳)	66㎡

《参考文献》

- 厚生労働省(2011) 全国母子世帯等実態調査報告。
 厚生労働省(2011) 社会福祉施設調査報告。
 葛西リサ、塩崎賢明(2004) 「一般世帯と母子世帯の居住状況の相違—住宅所有関係、居住面積、家賃分析—」 『日本建築学会計画論文集』 581号 119-126頁。
 葛西リサ、塩崎賢明、堀田祐三子(2005) 「母子世帯の住宅確保の実態と問題に関する研究、日本建築学会計画系論文集第588号 142-157頁。
 葛西リサ、大泉英次(2006) 「母子世帯の居住実態とその地域格差に関する研究—大阪府及び大阪市の事例調査を中心として—」 『住宅総合研究財団研究論文集』 No32 261-271頁。
 葛西リサ、塩崎賢明、堀田祐三子(2007) 「母子世帯の居住実態に関する基礎的研究—住宅所有関係の経年的変化とその要因—」 『日本建築学会計画系論文集』 599号 127-134頁。
 葛西リサ(2007) 「母子世帯の居住水準と住居費の状況—大阪府及び大阪市の事例調査を中心として—」 『都市住宅学会都市住宅学』 59号 15-20頁。
 平山洋介(2014) 「住宅政策とジェンダー」 『住宅会議』 91号 4-9頁。

